

## 第1回教育委員会会議録

1. 日 時 平成31年4月12日（金）  
開会：午後3時27分  
閉会：午後4時50分
2. 場 所 筑後市役所 東庁舎 303会議室
3. 出席委員 教育長：中 村 英 司 委 員：齋 藤 百 合  
委 員：久 保 大 委 員：石 橋 厚 子  
委 員：吉 田 和 博
4. 事 務 局  
教育委員会次長：森 田 欣 也 学 校 教 育 課 長：坂 本 啓 悟  
社会教育課長：山 田 邦 昭 人 権 ・ 同 和 教 育 課 長：古 賀 毅  
学校教育課総務担当係長：堤 好 弘 教 育 指 導 主 事：椎 窓 敏 広  
指 導 主 事：木 下 善 弘 指 導 主 事：堤 豊
5. 書 記  
学 校 教 育 課：船 津 裕
6. 議 題
  - 1 開会のことば
  - 2 教育長あいさつ
  - 3 教育委員会事務局職員紹介
  - 4 議事
    - (1) 議案第18号 社会教育委員の委嘱について

教育長 議案第18号 社会教育委員の委嘱について、社会教育課長。

山 田 社会教育委員については、筑後市社会教育委員設置条例がありまして、任期が2年となっております。

条例上は委員の定数は15名となっております。今回15名の名簿を全てつけさせていただいておりますが、4番の井上さんの任期が30年5月11日から31年5月31日となっておりますが、市のPTA連合会の関係で総会で決まられるということで、PTA関係から出ている方についてはこういった形でしております。

8番目の五十嵐多喜子さんについても、選出団体であります連合婦人会の総

会が終わられた後、再度選出していただくということで、こちらも任期がずれております。

その他の方については、この4月から2年間、33年3月31日までという任期で委嘱をしております。下4名が市民公募で応募していただいている方になっております。ほかについては各団体からの選出という形になっております。

提案については以上になります。

教育長 よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第18号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたします。

## (2) 議案第19号 「筑後市立中学校部活動に関するガイドライン」について

教育長 それでは、議案第19号 「筑後市立中学校部活動に関するガイドライン」について説明をお願いします。坂本課長。

坂 本 それでは、資料2をご覧ください。

部活動のあり方につきましては、近年さまざまな議論がされておりました、それを受けて、国のほうが「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」というものを示してきました。それを受けて、県のほうが「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」というものを示しまして、それを参考にそれぞれの自治体においてもガイドラインを策定するようというように指導がありまして、それに基づいて、今回ガイドラインを策定するために提案させていただいているものです。

大きな流れでいきますと、これまでの部活動のあり方に関する整理の部分と、それから働き方改革に伴う修正部分と2つございます。基本の方針というのが2ページ最初に出てきますが、「1 基本方針」につきましては、これまでの考え方をおおむね整理している部分ということで見ただけであればと思いますが、一番下のウに、学校全体として「教職員の働き方改革」に鑑み、持続可能な運営体制を構築することということで、働き方改革の部分が出てくるということですので。

3ページの「2 適切な運営のための体制整備」というのが頭のほうから記載をされています。そちらのほうに大きな流れを書いておりました、部活動方針の策定等が(1)に出てきます。市教育委員会は、本ガイドラインを策定するということになります。そして、1個飛ばしまして、ウ、校長は中学校の部活動に係る活動方針を策定するということになっております。そして、エ、校

長はその活動方針等をホームページ上に公表する。そして、オで、部活動顧問は年間の活動計画を作成し、校長に提出をする。こういった流れに今後、本ガイドラインが策定されると進んでいくということになります。

そして、体制の構築等は省かせていただいて、「3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」、これも従来の考え方を整理しているものです。体罰は禁止であるとか、勝利至上主義を目指すものではないとか、そういったことが幾つか記載をされています。

そして、触れておかないといけませんのが5ページの下の方になりますが、「4 適切な休養日等の設定」ということで、これが働き方改革にもつながっていくところですが、部活動における休養日及び活動時間については、途中飛ばしますが、以下を基準とするということで、括弧の中に幾つか基準を記載しております。1点目が、学期中は週当たり2日以上休養日設ける。平日は少なくとも1日、土日とも少なくとも1日以上ということで、こちらのほうに基準を記載させていただいておまして、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を別の日に振りかえる旨の記載にさせていただいています。

その次、長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた取り扱いを行う。そして、最後の行で、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるといような記載をさせていただいているところです。

次の6ページです。1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度ということで記載をさせていただいています。また、朝練習についても記載をしておまして、朝練習については30分以内の活動、そして、その分は1日の活動時間の中に含めるという記載をしております。

そして、その下に文章で書いてありますが、2行目から読みます。定期試験前後の一定期間の部活動休養日設けたり、週間、月間、学期単位等での活動頻度、時間を設定したり、弾力的に定めることができるものとする。大会等が集中した際の調整ができるというよう記載をさせていただいております。

その下、活動日及び休養等の公表ということで、校長先生につきましては、各運動部の休養日または活動時間等を設定し、公表するという予定です。そのような内容で、5番以下は、これまでの内容を整理させていただいているものです。その他は、健康・安全確保とかというものも含めて、これまでの考え方を整理させていただいている部分であるということでお読みいただければと思います。

主な内容については以上です。

教育長 簡単に説明をいたしました。何かご質問等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

久 保 3ページの年間指導計画、これは年度当初に提示させるということですか。

坂 本 そうですね、そのように考えています。

久 保 それから、4ページのオですけれども、部活動指導員について、今後の検討課題とすると。これは本当に検討していくんですか、それとも今後の検討課題でいつになるかは未定だが、実施すると。

坂 本 今でも検討課題という位置づけにしているんですけども、ただ、教育委員会が強引にといいますか、一方的にするわけにはいきませんので、校長先生との意見交換というのは随時させていただいていますし、学校からはさまざまな意見が上がっているというのが今の時点の実態です。ですので、学校の理解も得ながら、進む方向は部活動指導員を配置できるところは実施していくという方向で調整をしていくという考え方です。

久 保 わかりました。

もう一点、済みません。6ページの「各運動部の休養日及び活動時間等設定し、公表する。」というふうに書いてありますが、もう少し前のほうでは、ホームページで公表すると記載がありますが、公表についてはホームページでということですか。

坂 本 そうですね、公表の仕方はいろいろあるとは思いますが、ホームページ上に公表するというやり方は1つ設定しているところです。

久 保 それから、こういう教育委員会の会議のときでも公表してもらえるんですか。

坂 本 ここの場ですか。

久 保 はい。

坂 本 それは全然大丈夫だと思いますが。

久 保 以上です。

教育長 他にございませんでしょうか。運動部活動については八女地区中体連になっているので、八女市、広川町とは合議をしながら策定しています。ご質問いただいた6ページの、適宜休養日の活動時間等というのは、例えば土日、必ず1日は休みということにしているんですけど、大会前の2週間とかは土日でも部活動を行いたいというのがあるので、年間を通して週2日の休日を散りばめるといった計画を立ててもらえないかということでの考え方に立って、これは校長先生方と協議をしてつくったところです。そういった考え方で策定をさせていただきました。

他に何か。よろしいですか。

(な し)

教育長 では、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

5 協議事項

- (1) 学校再編について

6 報告事項

- (1) 非常勤職員の任用について
- (2) 筑後市学校給食調理等業務委託評価委員会評価報告書について
- (3) 筑後市立小中学校生徒指導事業補助金交付要綱等の一部改正について

7 その他

- (1) 次期教育委員会
- (2) 今後の教育委員会日程について（予定）

8 閉会のことば